

発行 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://members.jcom.home.ne.jp/sugi-jigyodan/>

「障害者のための就職準備フェア」 事前オリエンテーションが開催されました

障害者のための就職準備フェアは、企業での実習・就職を希望される知的障害・精神障害のある方を対象に、まず「事前オリエンテーション」で実習を行う企業の概要と、職場で実際に行う仕事の内容等の説明を聞いていただいたうえ、実際の職場実習を行う企業との面接会である「職場実習相談会」を開催する催しです。

今年は、12月7日の「職場実習相談会」に向けた「事前オリエンテーション」が、新宿・中野・杉並の就労支援機関とハローワーク新宿・東京障害者職業センターとの共催で、11月15日に開催されました。



事前オリエンテーション第一部



事前オリエンテーション第二部

福祉会館まつりに 参加しました

10月15日（土）、場内訓練室は福祉会館まつりに参加し、ホットコーヒーの販売をしました。1年に1度のお祭りの日、これまでワークサポート杉並から卒業した方も数多く顔を見せてくれました。「元気に頑張っています」「みなさんお元気ですか」と就職しても忘れずに声をかけてくれることがとてもうれしかったです。また、来年も、元気な皆さんにお会いできることを楽しみにしています。

「事前オリエンテーション」は二部で構成され、一部は今年参加された企業7社のご担当者様より、障害者雇用に対する会社の方針や、仕事内容、待遇面について説明をしていただきました。（写真上）

また、二部では東京障害者職業センターより、知的障害・精神障害のある方それぞれに、働くための心構えについての講話がありました。（写真左）

当日会場では、就職を希望されるご本人をはじめ、ご家族・支援者を含め123名もの多数の参加者が企業の説明や講話に耳を傾け、面接会への期待を膨らませていました。

「事前オリエンテーション」に参加された方の中で、今年参加されている企業での実習・就職を希望される方が「職場実習相談会」に参加されます。

職場実習相談会に参加された方が一人でも多く“就職”できるよう、支援機関としてサポートしてまいります。

写真については、本人の了解を得て掲載しています。

最低賃金について



【最低賃金制度とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

☆東京都の最低賃金は、平成23年10月1日に改定され、837円（時間額）です。☆

[厚生労働省HPより一部抜粋]

本人向けセミナー 『模擬面接会』を実施しました

区内の障害者施設などの関係機関がメンバーとなっている「障害者雇用支援ネットワーク会議担当者会」とワークサポート杉並が合同で企画した本人向けセミナー『模擬面接会』を、10月5日（水）に開催しました。

株式会社ソシアリンクの江川氏と越野氏を講師にお招きして、「就職のための面接に必要なこと」をテーマに講演していただきました。セミナー後半では講師の方に面接官になっていただき、施設の利用者を対象に模擬面接を行いました。面接官が企業の方だったこともあり、どの利用者も緊張した面持ちで模擬面接に臨んでいました。

模擬面接終了後に、面接官に質問されて答える時の視線や、お辞儀の仕方、履歴書や職務経歴書の書き方など、講師からアドバイスをしていただき、とても参考になりました。

今後、このセミナーを参考にして、ネットワーク会議担当者会の中で、履歴書や職務経歴書の書き方をハローワークの方から学んだり、2月には再度、施設利用者を中心に『模擬面接』を実施する予定です。

ネットワーク会議担当者会では、このような企画を通して、施設の利用者が少しでも就労に対して前向きに取り組めるようにしていきたいと考えています。

新任職員紹介

□ 就労支援担当・松石 勝則

「10月から新しくワークサポート杉並の職員となりました。地域の中で、障害のある方々が元気に働ける環境を作っていけるよう、頑張っていきたいと思います。」



・就職しました（10月・11月）

□ 事務・事務補助	10名
□ 清掃	1名
□ 通訳	1名